

行事のご案内

平成26年度 地方消費者グループ・フォーラム in 滋賀
「広げよう連携の輪 ～消費者の安全・安心を地域から～」

- ◆とき 2月4日(水)
- ◆会場 **ピアザ淡海** (滋賀県立県民交流センター)
3階大会議室他
滋賀県大津市におの浜1-1-2



- ◆プログラム 参加費無料 (定員200名)
11:00~16:30 壁新聞交流会
(3階大会議室前にて終日開催)
13:00~13:20 全体会 消費者庁長官挨拶・
消費者庁取組報告
13:20~14:30 壁新聞リレー紹介
14:40~15:55 第1分科会 「広げよう連携の輪～見守り活動は地域で～」
第2分科会 「広げよう連携の輪～消費者教育の推進～」
第3分科会 「広げよう連携の輪～子供の安全・安心の確保～」
16:00~16:30 全体会 分科会まとめ 閉会挨拶

◆主催 地方消費者グループ・フォーラム 近畿ブロック実行委員会、消費者庁

2014年度京都消費者問題セミナー
もしかしたら、あなたも被害者!?
くらしにひそむ消費者トラブル
—知っていますか?
くらしのセーフティネット—

- ◆とき 2月19日(木) 10:00~12:00
- ◆会場 **ハートピア京都 4階第4.5会議室**
(地下鉄丸太町駅5番出口よりすぐ)
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
- ◆プログラム 参加費無料 (定員90名)
(1) 寸劇
(2) 講演: 野々山宏弁護士
「消費者被害とは何か」「被害にあった時・未然防止のために」等を紹介。
(3) KC's、京都消費者契約ネットワークの事例報告。
- ◆主催 京都生協、京都府生協連、コンシューマーズ京都、
京都消費者契約ネットワーク、KC's
- ◆後援 京都府、京都市(依頼中)



※各行事のお問い合わせ、参加方法等についてはKC's事務局 メール info@kc-s.or.jp TEL 06-6920-2911 まで

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.51

2015.1.13

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp

2015年、消費者被害の「防止」から「被害回復」を担う組織へ



新年あけましておめでとうございます。

一昨年、ホテル、レストランなどにおいて、メニュー表記と異なる食材を使用していたことが次々と発覚しました。それを受けて昨年、景品表示法の一部を改正し、不当表示をした事業者

に課徴金を課す制度が導入されました。様々な問題点はあるものの被害の抑止にむけて一歩前進した年となりました。

《不動産賃貸業者に対する差止請求訴訟》

不動産賃貸業者に対する差止請求訴訟は、家賃を滞納した借主に対して適切な法的手続きを経ないで家財道具の撤去や、鍵の交換を行うといったいわゆる「追い出し条項」を巡るものです。2013年10月17日の大阪高裁判決は、一審の賃借人に対する成年後見、保佐等の申立があった場合の家主の無催告解除権の差止めを認めていましたがそれに加え、破産、個人再生の場合も含め認めました。しかし、その他は認められませんでした。そこで、最高裁に上告受理申立を行い係争中です。「追い出し条項」について最高裁まで上告受理申立を行う事例は全国で初めてです。

《あと二件の差止請求訴訟は一審で係争中》

現在、係争中の差止請求訴訟は、他に二件あります。一件は、大阪地裁に美術通信教育講座運営業者に対する契約書の使用停止を求めたものです。この訴訟は、特定商取引法及び消費者契約法の2つを根拠とした差止請求です。3年の通信教育期間中の最初の6か月未満の時期に、中途退学手続きを行った場合でも、契約条項にしたがって解約清算金を計算すると、総学費の

消費者支援機構関西 (KC's) 理事長 榎 彰 徳

ほぼ半額の48.5%という高額になります。なお、特定商取引法を活用して差止訴訟を提訴した事例は、全国で初めてです。

もう一件は、大阪地裁堺支部にて係争中の、貸衣装会社の解約条項の一部使用停止を求めたものです。条項によると、挙式日一年前の解約でも契約金額の一律30%という高額な解約金が発生することになるものです。

《2015年、消費者被害の「防止」から「被害回復」を担う組織へ》

全国の適格消費者団体が消費者団体訴訟制度を活用して、これまで33件の差止訴訟を提起しています。裁判外の差止請求と合わせて、消費者被害の拡大を防ぐという点で成果をあげてきました。しかし、同制度では被害を直接回復することができません。2013年12月に成立した新訴訟制度(消費者裁判手続特例法)は、特定適格消費者団体が消費者被害の「防止」だけでなく「被害回復」を担うことが可能になる画期的な制度です。2016年12月までに施行されます。

現在、特定適格消費者団体の認定・監督のための指針が検討されていますが、消費者庁から示された考え方は、多人数にわたる少額の消費者被害を、簡易な手続きで集団的に回復するという本来の趣旨に反し、適格消費者団体の現状とかけ離れたものとなっていたため、昨年11月に全適格消費者団体連名で実効性のある制度とするよう意見書を提出しました。

2015年、KC'sは消費者被害の拡大「防止」と、「被害回復」を実現できる団体として、特定適格消費者団体の認定を受けるための準備と組織強化を行います。

本年も、みなさまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

KC's は特定適格消費者団体をめざします。

2014年12月11日 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会のヒアリングで発言しました。

消費者裁判手続特例法を担う特定適格消費者団体が、被害回復関係業務を適正に行うため、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針（ガイドライン）等が策定されます。このガイドラインの在り方について検討を行うため、消費者庁が標記検討会を設置しています。

この検討会に消費者庁から、指針の考え方が提案されています。その内容は、適格消費者団体の実状とかけ離れており、現在の検討状況は適格消費者団体に人的、財政的、事務的に更なる負担を増大させるものであり、新制度を継続的に担っていくことが可能であるのか懸念があります。また、新制度を利用する消費者の視点からも手続的に負担が大きい事が予想され、これではほんとうに泣き寝入りをなくす制度になるかという危惧があります。そのため、このままでは新制度の趣旨が損なわれかねないと考えられる特に重要な問題点として全適格消費者団体の意見が一致した点についての意見書を2014年11月11日付で検討会座長・委員・消費者庁長官等に提出しました。

また、12月11日検討会にて、適格消費者団体に対するヒアリングがあり、KC'sにも発言の機会がありました。そこで提出した意見書と、意見書提出以降の検討会での検討内容に対する意見を発言しました。以下、発言要旨をご紹介します。



特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 発言要旨

2014年12月11日

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's) 理事・事務局長 西島 秀向

1. 2014年11月11日付け「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の検討内容についての意見書（第6回分まで）」について

(1) 意見書提出の経緯

第2回検討会において、適格消費者団体からのヒアリングが行われ、団体の実状、現状についてご理解いただいたものと考えますが、その後の本検討会において消費者庁から呈示された考え方は適格消費者団体の実状、現状とかけ離れたものであり、その考え方に基づく議論についても不安、懸念を抱かざるを得ないものであった。

既存の全適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す団体は、連絡協議会を年に2回開催している。2014年9月27日に京都で行われた連絡協議会では、本検討会において消費者庁から呈示された考え方について協議、検討が行われた。適格消費者団体は本検討会でオブザーバーとしての参加は認められているものの積極的な意見を表明できないことから、再度、新制度の担い手を目指す立場から、全適格消費者団体として一致した意見について連名で意見書を提出することとなった。

(2) 意見書の内容

具体的な内容については意見書を参照いただきたい。その概要及び理由は次のとおりである。

① 濫訴等の判断基準としての「不当な目的のみだりに」の判断要素については、差止請求業務の取組状況を踏まえ、提訴に至るまでの経緯についても考慮されるべきである。

② 理事会の専決事項については、尊重されるべきは誰の判断なのか、手続期間や団体の事務負担を考慮し、簡易確定手続に対する異議申立は除外されるべきである。

③ 経理的基礎について、年度末の正味財産が当該年度の被害回復関係業務の経費を下回ってはならないという基準については合理性を見いだせない。差止関係業務について、同様の経理的基礎基準を導入することを、本検討会においてなぜ検討しているのか、その根拠、経緯が不明である。

④ 被害回復関係業務とそれ以外の業務とのバランスについて、一方を過度に集中させるこ

となく行うことを明文の基準とすることは実際の、現実的ではない。

⑤ 金銭管理等の体制について、責任者を公認会計士等の経歴を有する者とするに合理性はなく、団体の人的経費を増加させるだけである。

⑥ 二段階目において、授権時に直接対面で確認することを原則とすること、また、授権に先立つ説明方法として書面を交付するなどしたうえで直接口頭で説明しなければならないとすることは、消費者側、団体側双方にとって困難を強いるものであり新制度の趣旨を没却するものである。

2. 上記以外のKC'sの意見

報酬及び費用について、第7回及び第8回の検討会において消費者庁から呈示された考え方は、第9回検討会において大きく変更された。第9回検討会の資料1では「本制度は前例のない制度であるから、現時点において、被害回復関係業務

に要する費用・負担や消費者に納得が得られる目安が不明確な側面がある（第1.7）」と記載されている。

業務、手続、人的体制、経理等についても同様の考え方がなされるべきである。「前例のない制度」であり、「不明確な側面」が多々あるにもかかわらず、第6回検討会までは個別項目ごとに現状からかけ離れた厳格すぎる体制作り、手続を求めていたのではないかと考える。

まずは、新制度が実際に運用されるような仕組み、体制、手続となるようお願いしたい。

以上

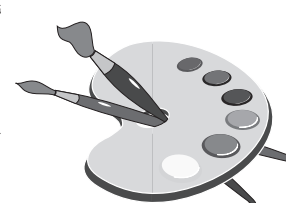
今後、1月（第11回）と2月（第12回）の検討会を経て、報告書が取りまとめられる予定です。

検討会の資料、議事録は消費者庁のホームページで閲覧できます。是非一度ご覧いただき、実効性のある制度となるよう今後の議論状況やとりまとめ内容に注目していただきたいと思います。

差止裁判・申入れ活動について

(1) 結婚相手紹介サービスを運営する株式会社AIZENに対して、「申入書兼再お問い合わせ」を送付しました。

同社は、結婚相手紹介サービス体験の広告において、「0円婚活」との表示があります。これは主に「体験スタンダードプラン」を指すものと思われませんが、このプランにおいては、初回お見合決定時に32,400円の費用が掛かることから、お見合体験は有料となります。無料でお見合できるかのような「0円婚活」と表示することは、消費者に実際よりも「著しく有利である」との誤認を与えかねず、景品表示法などに反するものと判断し、2014年12月5日に「0円婚活」表示の停止を求め「申入れ」を行いました。また、結婚相手紹介サービス全般に関して「再お問い合わせ」を行いました。



(2) 美術通信教育講座を運営する株式会社講談社フェーマススクールの美術通信教育講座契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。

2014年10月17日と12月19日大阪地方裁判所において株式会社講談社フェーマススクールの契

約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。この条項にそって計算すると、全3年の通信教育期間中の最初の6ヶ月未満の時期に中途退学手続きを取った場合であっても、総学費1,611,500円のうちほぼ半額の782,000円(48.5%)が返還されないというものです。次回裁判(期日)は2015年1月30日です。

(3) 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する差止訴訟の裁判が行われました。

貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対して、キャンセルした場合に挙式日1年前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部の差止を求めて提訴していましたが、2014年10月21日、11月11日、12月8日、12月24日に4回の裁判が大阪地裁堺支部にて行われました。

現在、和解について協議が行われています。次回の裁判(期日)は2015年1月22日です。



差止訴訟・申入れ活動について詳しくはKC'sホームページトップボックス欄からご覧ください。
消費者支援機構関西 検索 クリック